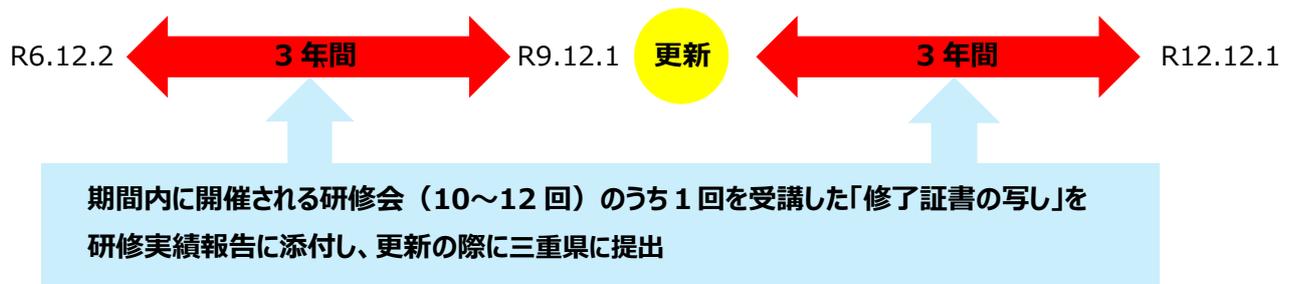


（参考）三重県で浄化槽保守点検業者の登録をされる方の受講時期について

令和2年4月に施行された改正浄化槽法では、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が追加されました。

浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行う浄化槽管理士（実地に監督する者を含む）に対し、研修の機会を確保しなければなりません。（三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項）

（例）令和6年12月2日～令和9年12月1日が登録期間の場合



<研修会について>

当協会は三重県の認定研修機関として、研修会の企画運営を行っています。

会場の関係や、年度毎に三重県に計画書を提出しているため、決定次第ホームページなどで翌年度の開催日

程をご案内しています。毎年3～4回実施予定となっておりますので、詳しくは三重県または協会のホームページ

でご確認をお願いします。